

令和6年3月22日

市内小・中・義務教育学校
保護者の皆様

長浜市教育委員会事務局
教育改革推進室長

学年末・学年始休業中における学習用端末（iPad）の持ち帰りに関する設定変更
（夜間のアプリ使用制限と一部動画サイトのアクセス制限）の実施について

日頃より本市教育にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では学習用端末（iPad）を使用し、お子様の学習活動を進めているところですが、各校の実情に応じて学年末・学年始休業に端末の持ち帰りを行います。

学校ではお子様に学年末・学年始休業中の持ち帰り中の使用について事前に指導をしておりますが、保護者の皆様におかれましても、下記の内容についてご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 実施する期間

令和6年3月22日（金）17：00～令和6年4月8日（月）8：30

2. 実施する設定変更内容

①夜間の時間帯における一部アプリの使用制限

（21時から6時までの間、2～3個のアプリしか表示しなくなります。）

②期間内の一部動画サイトのアクセス制限

（YouTube等の一部動画サイトのアクセス制限をかけます。）

3. 備考

- ・①について：端末がWi-Fiに接続している状態でかかる設定です。端末がWi-Fiに接続していない場合は、このとおりにならないことがあります。また、市内全端末に制限をかけるため、端末が通信するタイミングにより、設定が反映されるまで時間差があります。
- ・②について：端末の運用実験や設定変更、業務での活用のため、昼間の時間帯に制限を外すことがあります。ご家庭においても見守りをよろしくお願いします。
- ・日常の授業での活用等の影響を鑑み、今回の設定変更は休業期間中のみ行います。